保証時報

がんばるひょうでの中小企業を応援する月刊誌

2017 J



The state of the s



Contents

保証状況

ユーザーインタビュー 3

やま庄水産

信用保証協会ニュース

女性企業家や創業を目指す女性の方を 支援します!

持続可能な信用保証制度の確立に向けて ~中小企業庁による講演会を開催しました~

より効果的な金融支援・経営支援に向けて、 「金融機関実地研修」を実施しました

私たちは反社会的勢力とは 取引いたしません

金融機関インタビュー

播州信用金庫 三宮支店

経営のための KeyWord 辞書

元気な企業が未来をひらく 9

8

昔ごはんとおやつの時間 樂や

ご注意ください!

当協会名、職員名をかたる不審な電話が相次いでいます。

信用保証をご利用いただくために、事前に現金の振り込みを 依頼することはありません。

不審な点がございましたら、お客 様総合相談室(☎078-393-3905) までご連絡ください。



事業を営むまたは創業をお考えの女性のみなさまへ 女性企業家支援チームを設置しています

専用電話番号 078-393-3910



平成29年 1月の保証状況

■1月の保証概況■

(単位:件、百万円、%)

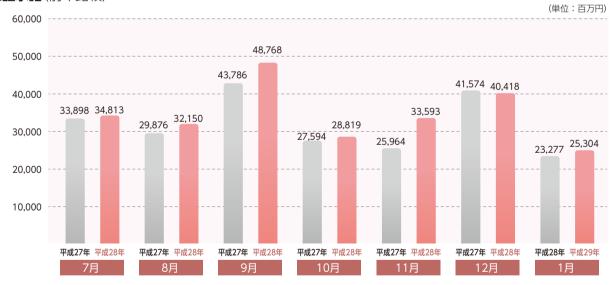
	当月中				当 期 中			
	件 数	前年比	金額	前年比	件数	前年比	金額	前年比
保 証 申 込	1,607	108.4	26,372	108.5	20,809	101.0	353,281	109.2
保 証 承 諾	1,520	105.7	25,304	108.7	20,575	101.0	348,694	109.0
保証債務残高					92,185	96.7	1,074,673	99.9
代位弁済(元利)	122	234.6	1,720	204.1	1,275	99.0	15,203	99.4

● 保証承諾

1月の保証承諾は1,520件(前年同月比105.7%)、25,304百万円(同108.7%)となり、前年同月と比べ、件数で82件、金額で2,027百万円上回った。

また、保証申込は1,607件(同108.4%)、26,372百万円(同108.5%)となり、前年同月と比べ、件数、金額ともに上回った。

保証承諾(前年比較)



資金使途別

1月の保証承諾のうち、運転資金は23,608百万円(前年同月比111.6%)、設備資金は618百万円(同89.4%)となり、前年同月と比べ、運転資金は上回り、設備資金は下回った。

業 種 別

1月の業種別保証承諾の状況は、不動産業1,146百万円(前年同月比147.1%)、製造業4,811百万円(同136.5%)、サービス業4,195百万円(同131.6%)、建設業6,594百万円(同102.1%)等で前年同月を上回り、小売業2,547百万円(同97.9%)、卸売業4,161百万円(同95.3%)、飲食店569百万円(同75.3%)、運送・倉庫業955百万円(同70.3%)で前年同月を下回った。

金融機関群別

1月の金融機関群別保証承諾の状況は、地方銀行1,861百万円(前年同月比123.7%)、都市銀行3,088百万円(同116.6%)、信用組合1,192百万円(同113.4%)、信用金庫16,297百万円(同107.5%)、第二地方銀行2,834 百万円(同100.4%)で前年同月を上回った。

2 保証債務 確享

1月末の保証債務残高は、92,185件(前年同月比96.7%)、1,074,673百万円(同99.9%)となり、件数、金額ともに前年同月を下回った。

保証債務残高(前年比較)



② 事故報告

1月の事故報告受付は、198件(前年同月比90.0%)、2,112百万円(同84.0%)となり、前年同月と比べ、件数は22件、金額は402百万円の減少となった。

事故報告残高については、1月末で794件(同80.9%)、8,363百万円(同73.2%)となり、件数、金額とも に前年同月を下回った。

事故報告受付(前年比較)



4 代位弁済 (元利)

1月の代位弁済は、122件(前年同月比234.6%)、1,720百万円(同204.1%)となり、前年同月と 比べ、件数は70件、金額は877百万円の増加となった。

代位弁済(前年比較)



Ser Intervieur

Defference

当協会の災害時発動型予約保証[そなえ]をご予約された淡路市のやま庄水産様に、ご予約のきっかけやご予約後の感想などをお聞きしました。

災害時発動型予約保証「そなえ」は、将来、災害が起きた際、事業継続等に必要な資金を迅速に調達するために事前に保証の予約を行う商品です。



沿革や業務内容、強みおよび モットーについて教えてください。

やま庄水産の創業は平成6年で、今年で創業24年目を 迎えました。創業者は私の母です。若い頃から水産加工 のパートをしていた母は、当時、食品会社に勤務してい た母の兄の力添えがあったことで独立し、やま庄水産 を立ち上げました。私は、平成16年から手伝い始め、平 成24年に母から事業を引き継ぎました。

創業当時から、イカナゴのくぎ煮やチリメンの佃煮を主力商品としており、但馬牛や茎わかめ、ゆばを使った佃煮なども扱っています。

私どもの強みは、工場が岩屋港にほど近い場所にあり、水揚げ直後のイカナゴやチリメンを生のまま、昔ながらの直火、小釜炊き製法で、一釜ずつ丁寧に炊きあげていることにあります。また、兵庫県が定める「兵庫県認証食品」に認定されていることも強みの一つです。

モットーは、「正確に、迅速に」。そして、従業員一同、 仲良く仕事をすることを心がけています。

災害時発動型予約保証[そなえ]を 予約されたきっかけなどを教えてください。

取引金融機関の支店長から「『そなえ』を予約しておくと、災害が起こった時、事業継続に必要な運転資金、設備資金をスピーディに調達することができると聞き

ました。しかも「予約時には保証料はかからない」というので将来の安心の為に予約しようと決めました。

「そなえ」を利用するには「BCP(事業継続計画)」を 策定していることが必要です。 BCPの策定はどのようにされたのですか?

BCPという言葉を聞いたのは初めてのことで、最初 は意味がわかりませんでした。

資料をいただいたので見てみると、災害の発生により損害を被った場合に、いかに事業を早期に復旧させるのかを検討し、防災・減災対策や従業員の緊急連絡網などを整備して、「事業継続計画書」として一冊にまと

めるということがわかりました。 また、BCPを導入することはリス クマネジメントがしっかりした 企業との評判に繋がり、企業価値 を向上させるということもわか りました。

中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」に沿ってフォーマットに入力していくことで策定が可能とのことなので、金融機関の支店長のアドバイスも受けながら日常の業務の合間に少しずつ取組み、約5日で完成させました。







「そなえ」のメリットや予約して良かったと思うこと、 予約後の変化について教えてください。

予約期間は保証料がかからないというのは、経営者にとっては大きなメリットです。近年は毎年のように各地で災害が発生しており、何より私たちは阪神・淡路大震災を経験しています。それにも関わらず、BCPを策定し始めると、災害が発生したときに事業を継続させるための取り決めについて考えたことがほとんどなかったことに気づかされました。策定過程で「そういえばあれもこれも」と考えておくべきことが次々あふれ出して唖然としたほどです。「そなえ」の利用を検討したことがきっかけでBCPの策定に取組んだのですが、このことに気づけたことが本当に良かったと思います。

BCPが完成してからは、従業員全員で認識を共有で

きるよう周知徹底に努めています。また「そなえ」を利用し災害時の資金調達手段を確保したことで、安心感を得ることもできました。今後も定期的にBCPのブラッシュアップに取組んでいきたいと思います。



災害時発動型予約保証「そなえ」

「そなえ」の概要

対象となる方	BCP(事業継続計画)※を策定している中小企業・小規模事業者 ※中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」のうち、入門コースを除いた基本・中級・上級コースのいずれかに準じたものであることが必要です。様式は中小企業庁ホームページhttp://www.chusho.meti.go.jp/bcp/よりダウンロードでき、指針に沿って自社の情報を入力することで、計画書を策定することができます。		
資 金 使 途	災害発生後における事業継続のため に必要な運転資金、設備資金		
予約限度額	2億8,000万円(組合の場合は4億 8,000万円)		
予 約 期 間	予約決定日から1年間 ※更新する場合には、再度予約申込が必要です。		
信用保証料	事前予約時:無料 本 申 込 時:利用する保証に応じた 保 証 料 率 を 適 用 (0.45%~2.20%)		

ご利用の流れ

BCP策定

予約申込•審查

予約決定

予約期間1年間(更新可能)

災害などが発生

保証申込・(審査)

保証承諾•融資実行

■制度の詳細につきましては、各事務所・支所までお問い 合わせください。またBCPの策定を支援する各支援機 関をご紹介することも可能です。

信用保証協会ニュース

○ 女性企業家や創業を目指す女性の方を支援します!

女性創業セミナーを開催しました

2月4日(土)、神戸市中央区の三宮研修センターにて「女性創業セミ ナー | を開催しました。

"女性のみ"を対象とした創業セミナーは当協会では初の開催であり、 創業に興味のある方や創業間もない方など、当初の予定を大幅に上回る 76人の方にご参加いただきました。

キーノートスピーチでは、神戸商工会議所女性会元会長で昭和精機 (株)の代表取締役会長である藤浪芳子氏が、専業主婦であった自分が突



昭和精機(株) 代表取締役会長 藤浪 芳子氏

然社長を引き継いだ経験談を交えながら、「女性の強みを活かし、仕事にプライドを持ち前向きに挑戦してほし い」と参加者の方々にエールを送りました。またトークイベントでは参加者からのさまざまな質問に、藤浪氏を始 めとする女性経営者や支援機関担当者、中小企業診断士などが助言を行い、皆さま熱心に聞き入っていました。 トークイベントのあとは交流会、個別相談会も開催し、盛況のうちに終えることができました。

参加者の方からは「将来のビジョンが描け、一歩踏み出す勇気をもらった」「とても勉強になるセミナーであり、 交流会では様々な情報交換もできた。今後も創業間もない人たちが集える場所を提供してほしい」など、ご好評 の声をいただきました。皆さまからいただいた貴重なご意見は、今後とも創業に関する支援充実のために活用し てまいります。





お知らせ

ご好評につき、4月以降に女性の方を対象にした同様のセミナーを開催させていただく予定です。 詳細につきましては決まり次第、当協会ホームページなどでご案内します。

~女性企業家または創業を目指す女性の方へ~ 「女性企業家支援チーム」を設置しています

- 女性の感性を生かしたビジネスを展開したい
- 男性担当者では事業内容を理解してもらえるのか不安
- なんとなく男性相手では相談しにくい



2 078-393-3910 (女性企業家支援チーム直通)

このようにお思いの方はいらっしゃいませんか?

女性ならではのアイデア、感性、経験を活かした事業の相談について、ご希望により私たち「女性企業家支 援チーム」が担当します。

また、創業を目指す女性の方や創業間もない女性の方には、保証料率が50%割引となるお得なキャンペー ン商品もご用意しています。詳細は女性企業家支援チームもしくは事務所・支所までお問い合わせください。

🍋 持続可能な信用保証制度の確立に向けて ~中小企業庁による講演会を開催しました~

1月10日、中小企業庁 金融課 赤松課長補佐および竹安信用補完専門官 を講師に招き、平成28年12月に中小企業政策審議会(金融ワーキング グループ)がまとめた報告書をもとに、信用保証制度見直しの方向性などに ついて説明していただきました。

赤松課長補佐から、中小企業・小規模事業者の皆さまの発展には、創業

期、拡大期、再生期といった企業のライフステージの各局面にお いて、保証協会と金融機関が各々に求められる役割を十分に認 識し、適切なリスク分担のもと、互いに連携した支援を行っていく ことが重要であるとの説明がありました。そうした中で、創業者の 方や小規模事業者の方に対する資金繰り支援が拡充され、また セーフティネット保証制度については一部改正される方向性が 示されているとのことです。



中小企業庁 金融課 赤松課長補佐



講演会の様子



○ より効果的な金融支援・経営支援に向けて、 「金融機関実地研修 | を実施しました

当協会は、商工組合中央金庫(商工中金)と「業務連携・協力に関する党 書」を締結しており、個別案件の相互紹介、協調金融支援、事業計画策定支 援などを行っています。

2月10日、金融機関の現場や実務の体験を通じてより効果的に金融機関



金融機関実地研修の様子

と連携した支援を行うことを目的として、商工中金神戸支店のご協力により、「金融機関実地研修」を実施しました。 事例を用いた審査業務体験などを通じ、金融機関における審査の流れや経営改善支援の着眼点などについて 理解を深めることができました。

今回の研修で得た経験を活かし、引き続き中小企業・小規模事業者の皆さまへの支援強化に努めてまいります。

私たちは反社会的勢力とは取引いたしません

当協会では暴力団、暴力団員等の反社会的勢力の排除の一環として以下 のような取組みを行うとともに、反社会的勢力等対応マニュアルを制定し全 職員を対象とした内部研修を行う等、同勢力排除にかかる適切な対応等に ついて徹底を図っています。

今後とも反社会的勢力等には毅然として立ち向かい、一切の排除に努め てまいります。

信用保証委託契約書への暴力団排除条項の追加

平成21年7月に暴力団排除条項を設け、平成24年1月には暴力団排除条項にお ける反社会的勢力の属性要件に「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない 者」および「暴力団員等の共生者」を追加。

● 反社会的勢力にかかる情報収集

新聞情報やインターネット情報等、反社会的勢力等に関する情報収集を行い、 当該情報を一元化したデータベースを構築。

● 暴力団等排除対策会議を開催

兵庫県警察暴力団対策担当および(公財)暴力団追放兵庫県民センターの方々 と情報の共有と意見交換を行う「暴力団等排除対策会議」を定期的に開催。



金融機関インタビュー

Interviewe



播州信用金庫 三宮支店

〒650-0021 神戸市中央区三宮町1-1-3 ☎ 078-393-2311



当店は、三宮駅から徒歩約5分の場所に位置しています。周囲にはオフィスビルが建ち並び、三宮センター街の賑わいもあり、神戸の中心地に相応しい活気あふれるエリアです。オフィスビルには日本を代表する大企業のほか、貿易関連やIT関連の事業を営む中小企業者も多く入居しています。また、神戸の地場産業にはケミカルシューズ、アパレル、真珠加工などがあり、その品質やデザイン性などは国内はもちろん海外でも高く評価されています。

貴店のスローガンやモットーを教えてください。

播州信用金庫は、昭和5年の創立以来、「地域の皆様に奉仕すること」を経営理念として、地域の皆様の暮らしや事業発展のお手伝いをさせていただいています。三宮町周辺はビジネス街が広がっていることから、当店は事業融資を主業務として、平成11年に開設されました。ビジネスの現場で求められることは、的確でスピーディな対応です。このことから、地域の皆様に奉仕するために「最適なサービスをスピーディにお届けすること」をモットーとしています。

○ 貴店の強みや独自の取組などを教えてください。

当店には事業融資に関して経験豊かな職員が揃っていることが強みです。経営者の方の立場に立ち、対話を大切にしながら、課題解決と目標の実現に一緒に取り組むことを基本にしています。

保証付融資を推進する際に活用している 商品を教えてください。

保証料率の割引がある「リード」「スタートライン」「リピート5」をはじめ、スピーディな資金調達ができる「飛躍」などが人気です。 周辺のオフィスビルや商業施設には小スペースの事務所・店舗も多く、少人数でIT関連事業のほか飲食店や美容室などを開業する方も多いため、「地域創生キャンペーン」などを活用した創業支援にも積極的に取り組みたいと思っています。

今後の展開についてお聞かせください。

近年は決算書の内容だけでなく、事業内容や成長可能性などを評価して融資を行う「事業性評価融資」が注目されています。「事業性評価融資」を実行する際、金融機関の職員に求められるのは、企業の成長性を見極める力や企業価値を向上させる提案力です。これまで以上に職員の提案力を養う環境を整えて、今後も経営者の方と一緒に事業発展に取り組み、皆様に「事業融資を相談するなら播州信用金庫」と言っていただける店として存在感を発揮できるように創意工夫をしていきたいと思っています。

大いないい

経営のための 古中書 Key®W®Td 中書

中小企業の経営者が知っておきたいビジネス用語や各種制度などを紹介します。

【社内ルールと就業規則】

労務トラブルは、法律違反が起きた場合はもちろん、法律違反ではないものの、そもそも社内ルールがない、または不明確である場合に発生します。

労働基準法などの法律は最低限の条件を定めた もので、遵守することは当然ですが、労務管理は社 内ルールを明文化した就業規則で行うことが基本 です。

8 就業規則

常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、労働基準監督署長に届け出なければなりません。常時10人とは、正社員だけでなく、常態として雇用しているパートタイマー等も該当します。10人未満であっても、就業規則を作成することは社内秩序の維持に有効です。

8 必要記載事項

就業規則は使用者が決定作成することができますが、作成に当たって、絶対的必要記載事項と相対的必要記載事項(定めを置く場合は記載する事項)があります。

①絶対的必要記載事項

- ●始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇、就業 時転換に関する事項
- ●賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切及び支払の時期、昇給に関する事項
- ●退職に関する事項(解雇の事由含む)

②相対的必要記載事項

- ●退職手当に関する事項
- 臨時の賃金等(退職手当を除く)
- 労働者に食費、作業用品等を負担させる場合に 関する事項
- 安全及び衛生に関する事項

- ■職業訓練に関する事項
- ●災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- ●表彰及び制裁に関する事項
- ●その他(旅費、休職等すべての労働者に適用される事項)

》届出·周知義務

労働組合や労働者の過半数を代表する者の意見を聴き、その書面を添付して、労働基準監督署長へ届け出ます。

社内ルールである就業規則は、以下のような方法で周知する必要があります。

- ①常時各作業場の見やすい場所に掲示し、または 備え付けること
- ②書面を労働者に交付すること
- ③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること

トラブル防止

近年は、必要記載事項だけでなく、良好な職場環境維持のために、様々な社内ルールを就業規則に盛り込む傾向があります。ハラスメント防止規定、情報管理規定等の作成や、規則に違反した場合の処分に関する規定を社内ルールとして定めることが、トラブル防止に役立ちます。

● 社会保険労務士 **庄司 茂**氏

社会保険労務士法人庄司茂事務所代表。 中小企業を中心とした労務管理の分析を行い「就業規則」 「評価制度」「賃金規定」などの導入、制定を助言。



楽しいことは豊かなこと。 豊かなことは素晴らしいこと。 皆が楽しくいられる場づくりで 地域活性化に貢献する。

|ターンで見つけた掛け替えのない天職と居場所。 「樂や」オーナー高橋 陽子氏の自分自身と皆の"居場所づくり"の物語。



昔ごはんとおやつの時間 樂や

〒679-2433 神崎郡神河町杉440-2 TEL 0790-32-2322 「食べることは生きること。」とは、よく聞く言葉。神河町に「皆が楽しく食べることが出来れば。」と地元産の食材を使い、食物アレルギーに対応するスイーツやランチを提供する「樂や」がオープンしたのは平成25年のこと。姫路市出身の高橋氏が神河町に移住し、「樂や」をオープンするに至った経緯や今後の目標などについて話を聞いた。

昔ごはんとおやつの時間、樂や オーナー

高橋 陽子氏

を 物アレルギー対応スイーツで、皆に食べる 楽しみを提供したい。」とスイーツショップを出店。

高橋氏は、短大を卒業した後、親と離れて暮らす子どもたちが集う福祉施設をはじめ、画廊や幼児教室の手伝いなど、さまざまな仕事に就いた経歴がある。高橋氏は「自分には何ができるのかと悩みながら、職を転々としていた。」と自らの過去を振り返る。幼児教室を手伝っていたあるとき、高橋氏の将来を方向付ける言葉に出会った。「うちの子は食物アレルギーがあり、誕生日ケーキを食べたことがない。」という、お母さんの言葉だった。

「食物アレルギーという言葉を初めて聞いた私は、一緒に食べられるケーキがあれば嬉しいなと思いました。今から18年くらい前のことだったので、食物アレルギー対応のスイーツを扱う店もほとんどなくて、それなら私がやってみようと思ったんです。」と高橋氏。その後、高橋氏は製菓専門学校に入学して技術を取得。卒業後はケーキショップに勤務しながら、いつかは古民家を借りて、そこで暮らしながら台所で食物アレルギー対応のスイーツをつくり、玄関先で

販売するような店を開きたいと思っていた。やがて姫路市内の市営住宅の一角に約10坪のスイーツショップを出店。平成15年のことだった。

「古民家とは違うけど、今、私に出来ることをして、それが未来につながったら嬉しい。」と思っていたそうだ。

そんな高橋氏に転機が訪れた。転機を運んで来たのは姫路市在住の版画家であり、播州地方の食に携わる人たちと地産地消の推進活動に取組む岩田健三郎氏だ。岩田氏の取組みを知り、アレルギー対応に留まらず地産地消にこだわって、食材を丁寧に調理することに魅力を感じたという。ほどなく高橋氏は、夢を実現するための場所との出会いを果たすこととになる。

「県民局の方から神河町のことを聞きました。初めて聞く町名で、どこにあるの?どんな所なの?という感じでした。」と高橋氏。神河町は兵庫県で最も人口が少ない町。そして、人口減少に伴って増える空き家問題に悩む町でもあった。同町は、空き家を活かして人が集うまちにしようと、平成18年に移住者や開業希望者に物件を紹介する「空き家バンク」を創設。高橋氏は、興味のおもむくまま、空き家見学ツアーや空き家修理のボランティアに参加した。これが縁となり、自然が豊かで優しい人ばかりの神河町が大好きになったという。

べることを楽しみ、暮らしを楽しみ、 生きることは楽しいと感じる場所。 それが「樂や」。

一人の人との縁は、新しい「人」、新しい「もの」、新しい「こと」との縁も紡いでくれる。高橋氏が、岩田氏から広がった縁に導かれて神河町に移住し、神河町で築約60年の



旧大山村役場の建物を改装して「樂や」をオープンさせたのは平成25年のことだ。

「地産地消の取組みで神河町はユズやアズキなどの食材の宝庫ということがわかり、この素晴らしい宝物を調理して皆に喜んで食べてもらいたいという思いが強くなったんです。旧村役場の建物を、地域の人たちと一緒に改装してオープンしたとき、町の宝物を預かっていると感じ、この場所を大切に育てようと思いました。旧村役場なので想像していた古民家とは違うけれど、人の想いが詰まっていて、大切に受け継がれてきた建物という意味では同じと思っています。」

高橋氏は、「この場所を大切に育てる」ために、食事や喫茶の提供だけでなく、播州織りを使った手芸教室などのワークショップをはじめ、民族楽器を使った音楽ライブを開催したり、高橋氏が「皆に知ってもらいたい」と感じた雑貨類の販売も行っている。「樂や」は、皆が集まって食を楽しみ、暮らしを楽しみ、そして、「生きることは楽しい」と感じる場所なのだ。

取材途中、島根県から神河町に移住して農業を始めた男性が野菜を届けに来る姿が見られた。男性は「高橋さんは移住第一号で、地域に必要とされる存在になっています。後発の私たちがスムーズに移住できるのは高橋さんのお陰です。」と語る。

そんな高橋氏が、信用保証協会の保証付融資を受けたのは、旧村役場の建物改装費用が必要だったから。

「融資のお陰で大好きな神河町で、店を持つことができました。感謝、感謝、感謝です。」と高橋氏。

今後の目標を伺うと、「30歳で姫路店を持ち、40歳でここを開きました。50歳になったら畑をしていたい。野菜を自分でつくることで、新しい世界が開くと思うんです。そのために軽トラックが欲しいな。」と満面の笑顔を見せる。その笑顔は、天職に出会えた人だけが醸し出す、爽やかな自信に満ちている。



信用保証をご利用できる方

以下①~④のいずれにも該当している事業者の方が信用保証をご利用できます。

- ①資本金または従業員数のいずれかが、右表の企業基準に該当していること。 特定非営利活動法人(NPO法人)の場合は、従業員数(製造業等:300人以下、卸売業・ サービス業:100人以下、小売業・飲食業:50人以下)が該当していること。
- ②個人の場合は、兵庫県内に住居、事務所または営業所を有し、事業を営んでいること。 法人の場合は、兵庫県内に本店または事業所を有し、事業を営んでいること。
- ③許認可等を必要とする事業の場合は、当該事業に係る許認可等を申込人名義で受けていること。
- ④事業上必要とする運転資金または設備資金であること。

業種・営業形態などにより、ご利用いただけない場合もございます。 詳しくは、当協会窓口までお問い合わせください。

業種	資本金	従業員数		
製造業等	3億円以下	300人以下		
ゴム製品製造業 ※	3億円以下	900人以下		
卸売業	1億円以下	100人以下		
小売業·飲食業	5,000万円以下	50人以下		
サービス業	5,000万円以下	100人以下		
ソフトウェア業 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下		
旅館業	5,000万円以下	200人以下		
医療法人等		300人以下		

※ 自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用 ベルト製造業を除きます。

国家戦略特区において商工業とともに農業を営む方も信用保証をご利用いただけます。

◎お客様総合相談室

	ᇙ	東	室		長	TEL 078-393-3905
4		大 須	賀	参	事	TEL 0/0-393-3903

○木町・車発町・支町のお交様総合相談空[

◎本州・事務州・文州のお各様総合相談窓し					
本 所 経営支援室	中 元 課 長 (創業·経営支援課)	TEL 078-393-3920			
	中川課長(期中支援課)	TEL 078-393-4024			
神戸事務所	北野副所長 (保証相談一課、二課、三課)	TEL 078-393-3909			
神尸事務所	小林副所長(調整相談一課、二課)	TEL 078-393-3915			
阪神事務所	嶋田副所長	TEL 06-6411-4133			
姫 路 支 所	大瀧副所長	TEL 079-289-3611			
但馬支所	佐 藤 次 長	TEL 0796-22-5171			
淡 路 支 所	按 田 次 長	TEL 0799-22-4493			
西脇支所	藤田次長	TEL 0795-22-6775			
加古川支所	藤岡副所長	TEL 079-424-1105			

○代位弁済後のご返済等に関するお客様総合相談窓□

		大禮副部長 ※本所		
管	理	部	戸田副部長 (管理相談一課、二課) ※本所	TEL 078-393-3914
			岡本課長 (管理相談三課) ※姫路支所駐在	TEL 079-289-3615

(上記担当者が不在の場合は、代理の者が対応させていただきます)

保証時報の送付について

ご希望の方に保証時報を毎月送付いたします(送料は当協会が負担)。 ご希望の方は総務企画部総務企画課(TEL 078-393-3900)までお申し出ください。

表紙/ひょうごの祭り・イベント

淡路花祭2017春

(淡路島全島)

開催日/平成29年3月中旬~5月下旬予定

「花の島あわじ」を広くアピールするために始まった「淡路花祭」。会場は「県立淡路島公園」をはじめ、「あわじ花さじき」「洲本市街地」など淡路島全島。フクシアやサクラ、ポピーなど鮮やかな春の花が咲く中、フォトコンテストや花の立体オブジェ展示、クイズラリーなど楽しい取組みもあり、大勢の観光客で賑わいます。

兵庫県信用保証協会のネットワーク

● 本 所・神戸事務所

〒651-0195 神戸市中央区浪花町62-1 TEL 078-393-3900(代表) [担当地域]神戸市、明石市、三木市



● 阪神事務所

〒660-0881 尼崎市昭和通3-96 尼崎商工会議所会館3F TEL 06-6411-4133(代表)

[担当地域]尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、 宝塚市、川西市、三田市、川辺郡



●但馬支所

〒668-0024 豊岡市寿町8-7
TEL 0796-22-5171
[担当地域] 豊岡市、養父市、朝来市、美方郡



●西脇支所

〒677-0015 西脇市西脇885-27 TEL 0795-22-6775

[担当地域] 西脇市、小野市、加西市、篠山市、 丹波市、加東市、多可郡



●姫路支所

〒670-0965 姫路市東延末3-27-2 TEL 079-289-3611

[担当地域] 姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、 たつの市、神崎郡、揖保郡、 赤穂郡、佐用郡



● 淡路支所

〒656-0025 洲本市本町3-1-8 TEL 0799-22-4493 「担当地域] 洲本市、南あわじ市、淡路市



● 加古川支所

〒675-0064 加古川市加古川町溝之口788 TEL 079-424-1105

[担当地域]加古川市、高砂市、加古郡

